

2010年6月 日

様

大阪社会保障推進協議会

会長 井上 賢二

【事務局】

〒530-0034大阪市北区錦町2-2国労会館

TEL06-6354-8662 Fax06-6357-0846

メール osakasha@poppy.ocn.ne.jp

## 社会保障に関する要望書

住民の暮らしを守っての貴職の日頃のご尽力に敬意を表します。また、日頃より、私どもの活動にご理解・ご協力いただきありがとうございます。

さて、今年も昨年に引き続き、税・社会保障に関して下記のように要望させていただきます。

### 要望項目

#### 1. 行政のあり方について

- ① 行政執行においては、法令通知法に基づいて行うこと。条例・要綱・規則など自治体が整備するものは、法令通知以下であってはならないことを認識すること。
- ② 特に手続きにおいては、「行政手続法」にもとづいて行うこと。「申請」と「届出」の違いを理解すること。審査基準の整備を行い、条例・施行規則に明記すること。「不利益処分」に対しては必ず根拠法令・通知など審査基準を文書で明示するよう各課を指導すること。
- ③ 職員への法令の研修等を徹底し、法令順守をすること。
- ④ 住民に対して責任ある仕事が遂行できるよう非正規・非常勤ではなく正規職員の増員を行うこと。

#### 2. 国民健康保険・後期高齢者医療など医療について

- ① 国民健康保険会計にこれまで以上に一般会計繰り入れを行い、保険料そのものを引き下げ、協会けんぽ保険料なみの払える保険料にすること。さらに保険料の低所得者減免、多子世帯・母子世帯・障害者減免など困難な世帯に対する条例減免を創設・拡充すること。一部負担金減免を法律どおり実際に使える制度とし、要件は最低でも現在行われているモデル事業の内容とすること。いずれもいまある減免制度についてはホームページに掲載し、チラシ・パンフレットなどを作成し住民に周知すること。(減免制度に関するチラシ、パンフなど広報物の現物を当日お示しください。)
- ② 資格証明書発行をやめるとともに生活を困窮させるような差し押さえなど制裁措置をしないこと。短期保険証の長期未交付(留め置き)は厚生労働省通知どおり行わないこと。高校生世代までのこどもに対しては法令を遵守し国保証を無条件に郵送すること。
- ③ 全ての住民を対象に従来の健診水準を下げることなく市町村の責任で健診を行うこと。特に、がん検診や一般健診の内容を充実させ、特定健診と同時受診できるようにし、費用は無料とすること。
- ④ 後期高齢者医療保険制度の保険料については独自減免などを検討すること。

### 3. 介護保険・高齢者・障害者施策について

- ① 介護保険料減免制度の要件は本人のみの収入に着目し 150 万円以下で医療費・介護費用・家賃等困窮した状況を反映した控除を設定し、預貯金は 350 万円以下とすること。
- ② 今年度 64 歳までの障害者は自立支援法で非課税世帯まで利用料無料となったことと整合性をもたせ、**介護保険でも**独自に同様の利用料無料制度を創設すること。
- ③ 介護認定者に対する「障害者控除」認定については、認定のための基準を明確にし、市民や介護支援事業所などにも広報し、担当者が住民に対して正しくアドバイスできるように教育を徹底すること。
- ④ 法令通知・大阪府Q&A以下の勝手な市町村ローカルルールを是正し、不当なサービス制限をしないこと。特に院内介助では一律の給付制限により報酬のつかない「中抜き」が行われており、医療を受ける権利がはく奪されている。こうした実態を深刻にうけとめ、高齢者の個別の状況に応じ適切なケアマネジメントによりサービス提供ができることを自治体として通知を作り全事業所に配布、説明すること。
- ⑤ 要介護認定調査の写しを認定結果送付時に必ず同封すること。
- ⑥ 施設整備が全くすすんでいないために、介護殺人、介護心中、貧困ビジネスなどの問題が深刻になっている。さらに課税世帯では費用負担(ホテルコスト含)が最低 15 万から 20 万円かかるため入所できないケースも多々ある。年金の範囲での利用負担ができる制度とすることと施設整備を進めるために、自治体として国に対して制度改善を強く要求すること。
- ⑦ 肺炎球菌ワクチン・新型インフルエンザワクチンに補助を行うこと。

### 4. 生活保護について

- ① 生活保護の実施体制に関わって、「標準数」に基づくケースワーカーの増員を正規職員で行うとともに、経験や熟練を重視した人事配置を行うこと。
- ② 申請権を保障するために各自治体で作成している「生活保護のしおり」について、生活保護の制度をわかりやすく説明したものに改善し、困窮した住民の目にいつでも触れるようカウンターなどに常時配架すること。しおりに「申請用紙」を添付すること。(懇談当日にしおりを配布ください)
- ③ 廃止された老齢加算の復活を求め国に要望すること。
- ④ 通院のための移送費の認定について、平成 22 年 3 月 12 日付厚生労働省通知に基づき受給者に対して周知徹底を行うこと。

### 5. 子育て支援・一人親家庭支援・子どもの貧困解決にむけて

- ① 全国で最低レベルのこどもの医療費助成制度を外来・入院とも中学卒業まで、現物給付で所得制限なし、無料制度とすること。
- ② 全国最低レベルの妊婦健診を全国平均(14 回、85000 円)なみの補助とすること。
- ③ 就学援助については適用基準を課税所得が生活保護費を下回る世帯とし、通年手続きが学校以外でもできるようにすること。さらに府内中学校の多くが給食を実施していないことを鑑み給食費相当を上乗せすること。
- ④ 子宮けいがんワクチン・ヒブ(細菌性髄膜炎)ワクチン・新型インフルエンザワクチンに補助を行うこと。
- ⑤ こどもに関する諸施策について住民に周知し申請権を保障するために、わかりやすいパンフレット・ハンドブックなどを作成し配布すること。(懇談当日に配布ください)